

一次提案書及び二次提案書の公開について（案）

1. これまでの確認事項（第4回審査委員会会議録より）

- (1) 一次提案書については、審査講評の公表の後、時期をずらして事務局から公表する。
- (2) 二次提案書については、応募者名を公開の上、公開展示も行っていることから、9月27日に審査講評に添付して公開してもよいものとする。

2. 二次提案書について

- (1) 現段階で二次提案書の写真撮影を禁止している理由としては、二次審査前の混乱を防ぎ、公正な審査を行うためとしている。
 - (2) 9月18日で二次審査が終了するため、提案書を公開しない理由は無くなる。
 - (3) そこで、事務局として以下の案を考えますが、ご検討をお願いいたします。
 - 案① 9月27日の審査講評の公表時に審査講評の資料として公開する。
(公開方法は、ホームページとする。ただし、提案書は印刷不可とする。)
 - 案② 9月27日の審査講評の公表時に審査講評とは別の資料として公開する。
(公開方法は、ホームページとする。ただし、提案書は印刷不可とする。)
 - 案③ 9月19日にホームページで公開する。且つ、9月27日の審査講評の資料として公開する。
(ただし、提案書は印刷不可とする。)
 - 案④ 9月19日にホームページで公開する。且つ、審査講評とは別の資料として公開する。
(ただし、提案書は印刷不可とする。)
- ※案②、④の場合、公開にあたっては、期間を設定することとし、公開期間は a.基本設計業務契約締結時まで、b.区民向け設計者並びに提案内容紹介時まで、c.年内とすることが考えられる。
- 上記の4案を検討した結果、事務局としては案④とし、公開期間は c.年内とすることが望ましいと考える。
- (4) 最優秀者の二次提案書については、基本設計終了時まで公開する。

3. 一次提案書について

- (1) 審査委員会で時期をずらして公開するとした理由は、一次提案と二次提案の内容の差異について議論の対象となる可能性があるためである。
 - (2) 二次提案を受けたところ、各者とも提案の大幅な変更は見受けられなかった。
 - (3) 第4回審査委員会で、一次提案書と二次提案書は別々のタイミングで公開することが望ましいとされましたが、上記の理由より、以下のような対応が考えられますが、ご検討をお願いいたします。
 - 案① 9月27日に審査講評の公表時に審査講評の資料として公開する。
(公開方法は、ホームページとする。ただし、提案書は印刷不可とする。)
 - 案② 9月27日の審査講評の公表時に審査講評とは別の資料として公開する。
(公開方法は、ホームページとする。ただし、提案書は印刷不可とする。)
- ※案②の場合、公開にあたっては、期間を設定することとし、公開期間は a.基本設計業務契約締結時まで、b.区民向け設計者並びに提案内容紹介時まで、c.年内とすることが考えられる（最優秀者の一次提案書を含む）。
- 上記の2案を検討した結果、事務局としては案②とし、公開期間は c.年内とすることが望ましいと考える。

4. その他

2. 3. において公開する場合、

二次提案書の公開については、公開展示を行っていることから、事前に二次提案書の公開について、応募者へ通知し、公開する。

一次提案書の公開については、今回のプロポーザル説明書から読み取れない部分もあり、応募者の同意が必要と考えられる。なお、同意を得ることができない応募者がいた場合は、同意が得られた応募者の提案書のみを公開する。

なお、「提案書の公開に対する同意の有無については、プロポーザルの審査には一切影響はありません。」を記載し、通知する。

プロポーザル説明書

1 2 注意事項

- (1) 指定した様式、書式、方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 応募者は提出期限以降の提出物の差替え及び再提出はできない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成、提出及び公開プレゼンテーション等に関する費用は応募者の負担とする。ただし、一次審査通過者で公開プレゼンテーション及びヒアリングを行った応募者に対し、二次審査に関する報償として、1者あたり20万円を支払う。
(ただし、本基本設計業務委託契約の相手先となった者を除く)
- (4) 応募者は世田谷区から受領した資料等の関係書類を、世田谷区の許可なく公表、使用することはできない。
- (5) 本基本設計業務委託契約の相手先となった者の提案内容の著作権、知的財産権は応募者に帰属するが、世田谷区の許可なく提案内容を公表、使用することはできない。
- (6) 提出された提案書、その他書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本件業務における設計事業者選定を目的とするものであり、この目的以外に無断で使用することはない。ただし、世田谷区は、提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により公表することがある。
- (11) 提出された書類は、世田谷区情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。

以上